

原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議(第5回) 議事概要

日 時:平成30年10月31日(水)18:00~18:10

場 所:総理大臣官邸3階南会議室

出席者:野上内閣官房副長官、左藤内閣府副大臣、阿部外務副大臣、永岡文部科学副大臣、石川経済産業大臣政務官(磯崎経済産業副大臣代理出席)、あきもと環境副大臣

○冒頭、野上内閣官房副長官より発言

- ・ 原子力損害賠償制度に関しては、政府として、本会議における検討を踏まえ、これまでにCSC(原子力損害の補完的な補償に関する条約)の締結に係る事項等、所要の見直しを行ってきた。
- ・ その後、第4回会合の結果を受け、CSC以外の原子力損害賠償制度の課題について、専門的かつ総合的な観点から、内閣府の原子力委員会専門部会において、検討が行われてきた。また、制度の見直しに関して踏まえることとされているエネルギー基本計画についても本年7月に第5次の計画が閣議決定された。
- ・ 本日は、原子力委員会における検討結果や今般のエネルギー基本計画の改訂内容と、それらを踏まえて文部科学省において検討された原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)の改正法案についてご報告いただくこととした。

○石川経済産業大臣政務官より資料1に沿って説明

- ・ 本年7月3日、第5次エネルギー基本計画が閣議決定されたため、同計画内における原子力損害賠償制度に関する記載について紹介させていただく。
- ・ 原子力損害賠償を含め、原子力発電に関わる課題は山積しており、これらの課題を解決していくためには、事業者任せにするのではなく、国が前面に立って果たすべき役割を果たし、国内外の叡智を結集して廃炉・汚染水問題を始めとする原子力発電の諸問題の解決に向けて、予防的かつ重層的な取組を

実施しなければならない、としている。

- ・ その上で、原子力損害賠償制度の見直しについては、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る賠償の実情や電力システム改革等を踏まえ、適切な賠償を迅速に実施することを前提に、原子力事業者及び国の役割分担も考慮した上で、被害者への賠償に係る国民負担の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保といった観点も踏まえつつ、引き続き、総合的に検討を進め、必要な措置を講ずることとしている。

○左藤内閣府副大臣より資料2-1に沿って説明

- ・ 原子力損害賠償制度の見直しについては、原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会において、東電福島原発事故の賠償についてのヒアリングを実施した上で、電力システム改革等を踏まえ、専門的かつ総合的な観点から検討した。
- ・ 報告書の概要について、1. 原賠制度の見直しに当たっての基本的考え方として、被害者保護に万全を期す必要があるため、被害者が適切に賠償を受けられるための制度設計が必要であるとしている。
- ・ 次に、2. 官民の適切な役割分担について、国の役割については、原子力事業者が迅速かつ適切な賠償を最後まで行うよう、国は、引き続き責任を持って原賠制度を適切に運用していくことが重要であるとしている。原子力事業者を有限責任とすることについては、責任限度額の水準の決定、国民理解等の観点からは、法的、制度的に短期的に解決できない課題が多く、無限責任を維持することが妥当としている。
- ・ 3. 国の措置について、賠償資力確保のための枠組みについては、原賠・廃炉機構による資金援助等の仕組みを活用するなど、被害者保護に万全を期すことが重要である。また、今後の損害賠償措置の在り方については、迅速かつ公正な賠償の実施、国民負担の最小化、予見可能性の確保といった観点も踏まえつつ、官民の適切な役割分担等に照らして、引き続き慎重な検討が必要であるとしている。
- ・ 被害者救済手続については、和解仲介手続に係る時効中断について、必要

な法改正を行うことが妥当としている。

- ・ 損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、あらかじめ、損害賠償への対応に係る方針を作成し、公表することを義務付けるよう必要な法改正を行うことが妥当としている。
- ・ 迅速な仮払いの実施を促す枠組みとして、原子力事業者への貸付制度について必要な法改正を行うことが妥当としている。
- ・ 以上が報告書の概要だが、今後、原賠法を所管する文部科学省において、本報告書の提言等を踏まえ、関係法令の改正等を速やかに講じるとともに、損害賠償措置の在り方等について、文部科学省を中心に、引き続き検討を行っていただきたいと考えている。

○永岡文部科学副大臣より資料3-1に沿って説明

- ・ 文部科学省においては、先ほど左藤内閣府副大臣より御説明のあった、内閣府の原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会における検討結果を踏まえ、万が一、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、東電福島原発事故における対応のうち、一般的に実施することが妥当なもの等について、所要の措置を講じるため、原賠法の一部改正法案を準備している。
- ・ 法案については、与党においても精力的に御審議をいただき、閣議決定に向けて必要な手続を進めているところ。
- ・ 法案の概要については、資料3-1のとおり、
 - (1) 損害賠償実施方針の作成・公表の義務づけ
 - (2) 仮払資金の貸付制度の創設
 - (3) 和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例
 - (4) 適用期限の延長の4点が主な改正事項となっている。
- ・ このうち、(1)から(3)までが、東電福島原発事故における対応を一般的に実施するものとして、原賠法に盛り込むものである。引き続き、関係各位の御協力をお願いしたい。

○最後に、野上内閣官房副長官より発言

- ・ 原賠法の改正法案に関しては、エネルギー基本計画の見直しや機構法(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法)附則第6条第1項に規定する原賠制度の見直しを踏まえつつ関係府省において検討が行われてきたところだが、このたび、石川経済産業大臣政務官より、第5次エネルギー基本計画についてご報告いただくとともに、左藤内閣府副大臣より、原子力委員会の報告がまとまった旨の報告をいただいた。また、永岡文部科学副大臣より、原子力委員会の検討結果等を踏まえた形で、①損害賠償実施方針の作成・公表の義務付け、②仮払資金の貸付制度の創設、③和解仲介手続きの利用に係る時効中断の特例等を内容とする改正法案を準備している旨の報告をいただいた。さらに、損害賠償措置額の見直しについては、文部科学省を中心に引き続き検討を継続する、ということについても説明があった。
- ・ 以上の説明を踏まえ、本会議としては、文部科学省をはじめ関係府省において、今国会での改正法案の成立に万全を期すとともに、原子力損害賠償制度専門部会の廃止後における、原子力損害賠償制度に関する課題については、原賠法を所管する文部科学省を中心に引き続き検討を行っていただく、という方針としてよろしいか。

【異議なし、との声】

- ・ それでは、今後はその方針で進めていきたい。
- ・ なお、本会議は、今後、万が一原子力事故が発生した際の原子力損害賠償の在り方について検討するものであり、現在進行中の福島賠償に影響を及ぼすものではないことを、この場で改めて確認したい。

以上